

第十回国会 衆議院 内閣委員會議録 第十一号

昭和二十六年三月三十一日(土曜日)

午後一時二十五分開議

出席委員

委員長代理 青木 正君

理事 江花 静君 坂田 英一君

理事 鈴木 義男君 飯塚 定輔君

大内 一郎君 田中 萬逸君

樋貝 詮三君 本多 市郎君

松本 善壽君 山口六郎次君

苦米地義三君 河田 賢治君

出席政府委員

外国為替管理 大久保太三郎君

委員会委員 小峯 柳多君

經濟調査庁次長 奥村 重正君

經濟安定事務官 司波 實君

經濟調査部長 資調査部長

委員外の出席者

専門員 鳥井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

三月三十日

委員加藤充君辞任につき、その補欠として河田賢治君が議長の指名で委員に選任された。

同月三十一日

委員飯塚定輔君辞任につき、その補欠として平澤長吉君が議長の指名で委員に選任された。

三月三十一日

外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一一号)(参議院送付)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

經濟調査庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一一号)(参議院送付)

○青木(正)委員長代理 これより會議を開きます。

委員長が所用のために、理事の私が經濟調査庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑はありますか。——御質疑がなければ、これより討論に入りたいと存じます。

討論に入ります前に、江花静君より、本案に対する修正案が委員長の手元に提出されておりますので、まず提案者より修正案の趣旨説明を求めます。江花静君。

○江花委員 經濟調査庁法の一部を改正する法律案に対する修正案を提出したいと思ひます。朗読をいたします。

經濟調査法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
「当分の間」を「昭和二十六年十二月三十一日までに限り」に改める。

以上であります。

○青木(正)委員長代理 御質疑はありますか。——御質疑がなければ、これより修正案並びに原案を一括して討論に付します。

(討論省略と呼ぶ者あり)
○青木(正)委員長代理 それでは討論

は省略いたしましたので、これより採決に入ります。

まず修正案について採決いたします。修正案に賛成の方の御起立をお願いします。

(賛成者起立)

○青木(正)委員長代理 起立多数。よつて修正案は可決いたしました。

次に修正部分を除いた原案に賛成の方の御起立をお願いします。

(賛成者起立)

○青木(正)委員長代理 起立多数。よつて本案は、ただいまの修正案の通り修正議決いたしました。

ただいま採決いたしました議案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○青木(正)委員長代理 御異議なければ、さように決します。

なお暫時休憩いたしますので、外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律案が参議院より送付いたして参りました場合は開会いたしたいと存じます。

これにて休憩いたします。

午後一時二十八分休憩

午後八時三十八分開議

○江花委員代理 休憩前に引き続き會議を開きます。

委員長が所用のため理事の私が委員長の職務を行います。外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑はありますか。

(なしと呼ぶ者あり)

○江花委員代理 御質疑がなければ、これより討論に入りますが、討論はいかがいたしましょうか。

(省略と呼ぶ者あり)

○江花委員代理 それでは討論はこれを省略し、これより採決に入ります。本案に賛成の方の御起立をお願いします。

(賛成者起立)

○江花委員代理 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

ただいま議決いたしました、議案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後八時三十九分散会

(参照)

經濟調査庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十六年四月七日印刷

昭和二十六年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所